

定例会議資料	令和2年度第2回随時監察の実施結果について	令和3年3月17日 監察課
<p>1 令和2年度第2回随時監察（身上関係）の実施結果</p> <p>(1) 実施日 令和3年1月13日から令和3年2月26日までの間</p> <p>(2) 実施対象 全所属を対象に実施</p> <p>(3) 実施項目 職員の身上把握・指導状況、職務倫理教養の実施状況及び非違事案防止対策の推進状況</p> <p>(4) 実施結果</p> <p>ア 職員の身上把握・指導状況 全般的に、職員個々に対する身上把握が良好にされていた。 特に、一部所属では、所属長から個々の職員の指導方針について具体的な指示がなされるなど、身上把握に関する意識の高さが窺えた。</p> <p>イ 職務倫理教養の実施状況及び非違事案防止対策の推進状況 小集団討議や所属長等の幹部教養により、職務倫理教養及び非違事案防止対策の推進状況は概ね良好であった。 また、適宜本部発出文書や報道記事等の資料を活用した非違事案防止教養が実施されるなど、各所属で非違事案防止に努めていた。</p> <p>2 令和2年度第2回随時監察（服従関係）の実施結果</p> <p>(1) 実施期間 令和2年12月7日から令和3年2月24日までの間</p> <p>(2) 実施対象 県下12署（警察庁舎）、交機隊、高速隊、機動隊及び警察学校</p> <p>(3) 実施項目 職員の勤務規律遵守状況、施設の管理状況、重要貸与品等の保管管理状況等</p> <p>(4) 実施結果 5所属において指摘点（重要貸与品等の保管管理不徹底）が認められたため、当該所属に改善を求めた。</p> <p>3 交番・駐在所等随時監察の実施結果</p> <p>(1) 実施期間 令和2年4月8日から令和3年2月26日までの間</p> <p>(2) 実施対象 県下の交番及び駐在所53か所</p> <p>(3) 実施結果 実施した53か所の内、2か所において指摘点（職員の勤務規律不徹底、庁舎・備品関係の管理不徹底）が認められたため、勤務員及び所属に改善を求めた。</p>		

定例会議資料

令和2年中の少年非行情勢について

令和3年3月17日  
少年女性安全対策課

## 1 非行少年等の推移

単位：人

	刑法犯			特別法犯			ぐ犯少年	不良行為少年
	刑法犯少年	触法少年(刑法)	小計	特別法犯少年	触法少年(特別法)	小計		
H28	181	90	271	17	5	22	2	3,000
H29	104	47	151	21	1	22	3	2,098
H30	108	46	154	15	1	16	0	1,725
R1	94	61	155	19	0	19	0	1,689
R2	78	50	128	31	2	33	0	1,374
前年比	-16	-11	-27	12	2	14	0	-315

## 2 刑法犯少年、触法少年（刑法）の罪種別・学職別状況

	人数	前年比	人数	前年比	窃盗犯								知能犯		風俗犯		占有離脱物横領等その他		合計				
					侵入窃盗		万引き		乗り物盗		その他		人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	
					人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比											
未就学					1	1					1	1								1	1		
児童生徒	小学生	1	1	5	3	20	-11		-4	14	-6	1	-2	5	1			2	1	5	-5	33	-11
	中学生		-1	8	2	14	-6	2	-1	8	-6	3	1	1	0	2	1	2	1	8	-2	34	-5
	高校生	2	2	4	3	11	-15	1	-1	3	-8	6	-2	1	-4	1	1	1	1	8	1	27	-7
大学生・その他学生					4	2	1	1		-1	3	3		-1			1	0	1	-2	6	0	
有職少年			6	2	3	-7	1	-1		-4	1	0	1	-2	3	2			5	3	17	0	
無職少年	1	1	2	0	5	-7		-2	1	-5	1	-2	3	2					2	1	10	-5	
合計	4	3	25	10	58	-43	5	-8	26	-30	16	-1	11	-4	6	4	6	3	29	-4	128	-27	

## 3 再非行少年の状況

	H28	H29	H30	R1	R2	前年比
刑法犯少年 触法少年（刑法）	271	151	154	155	128	-27
再非行少年	101	54	51	48	40	-8
再非行率	37.3%	35.8%	33.1%	31.0%	31.3%	0.3pt

## 4 いじめに起因する事件・校内暴力

	いじめに起因する事件		校内暴力	
	人数	件数	人数	件数
H28	12	3	13	11
H29	0	0	6	6
H30	4	1	2	2
R1	0	0	4	4
R2	0	0	5	4
前年比	0	0	1	0

・いじめに起因する事件の発生はない。  
（前年比±0件、±0人）  
・校内暴力4件5人  
（前年比±0件、+1人）

5 特別法犯少年、触法少年（特別法）の罪種別・学職別状況

	大麻取締法		覚醒剤取締法		銃刀法		軽犯罪法		迷惑防止条例		青少年保護育成条例		児童買春児童ポルノ法		その他		合計		
	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	
児童・生徒等	小学生以下						1	1									1	1	
	中学生				1	-1			1	1							2	0	
	高校生		1	0	-1	1	1	4	2			-1	1	0	5	5	12	6	
大学生・その他学生								1	1		-2	1	1		-1	2	-1		
有職少年		2	1	2	2		-2		-1		4	3	1	1	4	2	13	6	
無職少年											1	1	1	1	1	0	3	2	
合計		3	1	2	1	2	-2	5	2	2	2	5	1	4	3	10	6	33	14

その他は、麻薬等特例法4人、麻薬等取締法2人、廃掃法2人、児童福祉法1人、高知県漁業調整規則1人

6 不良行為少年の補導状況

	合計			児童・生徒						大学生		その他学生		有職少年		無職少年	
	人数	前年比	増減率	小学生以下		中学生		高校生		人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
				人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比								
合計	1,374	-315	-18.7%	27	-2	172	-11	537	90	36	-100	56	-50	328	-160	218	-82
飲酒	138	-127	-47.9%			5	4	33	-12	22	-56	13	-24	37	-27	28	-12
喫煙	559	-105	-15.8%			48	26	149	58	12	-40	32	-23	213	-88	105	-38
深夜はいかい	553	-9	-1.6%	6	4	67	-11	314	59	2	-3	7	-6	75	-36	82	-16
不健全娯楽	14	-56	-80.0%		-2	5	-27	9	-27								
その他	110	-18	-14.1%	21	-4	47	-3	32	12		-1	4	3	3	-9	3	-16

7 福祉犯被害少年の罪種別・学職別状況

単位：人

被害罪名	小学生以下	中学生	高校生	大学生その他学生	有職少年無職少年	合計	前年比
青少年保護育成条例		3	4		1	8	-3
児童買春・児童ポルノ		6	5			11	1
児童福祉法			1			1	-1
風営適正化法						0	0
未成年者喫煙禁止法			2		3	5	4
その他					1	1	0
計	0	9	12	0	5	26	
前年比	-3	2	-1	0	3		1

・福祉犯検挙件数は42件  
（前年比+4件）  
・検挙人員は31人  
（前年比+3人）

8 今後の対策

- ・ 再非行防止に向けた立ち直り支援活動等の推進
- ・ 非行防止教室等による規範意識の醸成の推進
- ・ SNSに起因する子供の性被害防止対策の推進

定例会議資料	可搬式速度違反自動取締装置（通称：可搬式オービス）の導入について	令和3年3月17日 交通指導課
<p>1 導入装置  車両速度計測装置：LSM-310  （東京航空計器株式会社製）  特徴  2名程度で搬送、設置、運用が可能  小型、省スペースでの運用が可能  即日検挙及び事後呼出しによる検挙が可能</p> <p>2 運用開始日  令和3年3月22日</p> <p>3 導入経緯・期待される効果  (1) 導入経緯  交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言（平成25年12月）  未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月）  (2) 期待される効果  ア 車両の走行速度抑制による交通事故抑止  イ 取締り要望や必要性の高い通学路、生活道路における安全対策の推進  ウ 速度違反の常態化路線における柔軟な取締り運用  エ 速度取締り中における受傷事故等の危険性の低減</p> <p>4 運用方針  (1) 管理・運用体制  県本部交通指導課において管理・運用  (2) 速度取締重点路線の選定  各署における取締重点路線の事前調査（取締り要望の有無、実勢速度等）結果を踏まえ選定  (3) 機動的な運用  取締重点路線を中心に県下全域において機動的に運用</p> <p>5 効果的な広報等の実施  取締りと広報・啓発活動（県民への周知）を効果的に組み合わせ、車両の走行速度の抑制を推進</p>		